

件名：入江崎水処理センター西系水処理施設上部 P P A 事業

番号	質問内容	回答
1	太陽光設備の繋ぎこみ時に施設を停電させる必要がありますが、その間の電力維持は必要でしょうか。	事業者側での電力維持は不要です。
2	屋根耐荷重の許容範囲はいくらでしょうか。	別途提供した電子データをご確認願います。
3	「津波発生時の避難場所としての機能に支障が生じないようにする。」とありますが、具体的な指示はありますでしょうか。設置不可エリア等があればご教示ください。	別途提供した電子データをご確認願います。
4	接続する受変電場所に指定はありますでしょうか。	別途提供した電子データをご確認願います。
5	OVGR、RPRは既設を利用することは可能でしょうか。	当市で設置するOVGR、RPRの信号を事業者で利用してもらう想定です。
6	サイネージの設置は予定されていますでしょうか。	当市側で新たなサイネージを設置する予定はありませんが、当市側で別途発注する改良工事において、かわさき下水道広報施設ワクワクアに設置しているディスプレイに、本事業の太陽光発電設備の発電量と発電電力量を含めて表示する予定です。
7	既設別棟の太陽光発電、小水力発電設備の容量はいくらでしょうか。	入江崎水処理センターの既設の太陽光発電の発電出力は約90kW、小水力発電の発電出力は約14kWです。
8	設備の導入時期が令和6年度～令和7年度とのことですが、令和7年度内にも含まれるでしょうか。	令和7年度も含みます。
9	「将来ビジョンの提案」について具体的にご教示ください。	当市に複数ある上下水道施設において、今後の太陽光発電について配慮すべき事項やPPA事業等の在り方について自由な発想でご提案いただきたいです。
10	施設の電気主任技術者へ太陽光保安業務も委託する前提ですが、本提案書を提出する前に主任技術者と責任分界点や保全内容、費用負担などを協議することは可能でしょうか。	協議は優先交渉権者決定以降に行いますので、提案書を提出する前の協議はできません。
11	交付金の正式採択時期は具体的にいつでしょうか。協定書締結後でしょうか。	基本協定書締結前になります。
12	保安規定の定義を具体的にご教示ください。	「川崎市上下水道局下水道部電気工作物保安規程」に準じた保安規定となります。
13	「設備容量の検討にあつての余剰電力対策に関する考え方を示すこと。」とありますが、外部への余剰売電は可能でしょうか。	外部への余剰売電は出来ません。
14	施設改修など市側の理由で発電を一時停止する場合、年間などでの上限時間の定めはあるでしょうか。また、移設する場合、その費用のみならず移設中は20年間の期間に含まれるでしょうか。	年間などでの上限時間の定めはありません。移設中の期間も原則20年間に含まれますが、一時的な運転停止の期間にもよると考えますので、詳細は協議により決定します。
15	今回導入する太陽光発電の容量により、工事計画届に該当しますでしょうか。	実施要領、仕様書に記載の通り、事業者が設置する設備に必要な届出、手続きは事業者により実施ください。
16	防水工事の実施予定はありますでしょうか。	防水工事の実施予定はありません。
17	クレーンで揚重する際、場所に指定はありますでしょうか。	特に指定はありませんが、別途提供した電子データをご確認いただき、工事着工前の事前協議にて調整します。
18	電気室内にコア抜きをする際、アスベストの調査は必要でしょうか。	アスベスト調査は不要です。
19	使用材に指定はありますでしょうか。	電気室コア抜き後の復旧材料のごと想定しますが、指定はありませんが協議します。
20	電気室内に接続するためのルートの指定はありますでしょうか。	別途提供した電子データをご確認願います。
21	機材設置にあたり、地面の土を掘り返す場合は手続きが必要でしょうか	機材は水処理施設上部に設置するため、土工は発生しないものと考えます。掘削が必要な場合は、優先交渉権者選定後の協議により決定します。
22	設備撤去時に市が希望する場合は設備譲渡できるものとありますが、その場合、別途費用は発生しますでしょうか。	別途費用は想定していません。
23	交付金の上限額はいくらでしょうか。	川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金 交付要綱等を確認願います。
24	建築オフィス含め、資材置き場の占用料はいくらでしょうか。	基本的に施工に関する現場事務所等の市施設内の占用料は発生しません。詳細については仕様書をご確認ください。
25	「契約単価は、PPA 事業者が事業実施に伴い負担する費用等を考慮のうえ協議により別途定める。」とありますが、設備設置後にかかった費用全てを勘案して定めるとの理解で相違ないでしょうか。	仕様書の「2 事業内容（4）契約単価」や公募要領の「11 企画提案の審査・スケジュール（3）契約の締結について」等を参照願います。
26	「事業者は設備の撤去の際に、事前に本市から譲渡の希望があった際は、事業者は本市と協議の上で設備を本市へ譲渡できるものとする。」とありますが、譲渡について、弊社は無償譲渡であった場合は契約段階で決める必要があるため、有償譲渡についての協議とさせて頂いてよいでしょうか。	譲渡を求める場合は無償譲渡を想定しています。
27	「設備の撤去の際に、事前に本市から譲渡の希望があった際は、事業者は設備の撤去の際に、事前に本市から譲渡の希望があった際は、事業者は本市と協議の上で設備を本市へ譲渡できるものとする。」とありますが、譲渡について、無償譲渡の場合は契約段階で決定させて頂くことに了承頂けますでしょうか。	仕様書に記載の通りです。

28	「本事業は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」及び「川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金 交付要綱」に基づき、本市から事業者へ交付金（補助率2/3）を交付できるものとする。ただし、当該交付金の予算が不足する場合には別途協議とし、必要に応じて契約変更をする場合がある。」とありますが、交付金を受け取る前提の提案をするにあたり、交付金が頂けない、もしくは交付後に返還請求があった場合は、単価の見直しに応じて頂けますでしょうか。	当該交付金の予算が不足する場合には別途協議とし、必要に応じて契約変更をする場合があります。ただし、交付金の申請に関するものリスクについては、仕様書の別紙2を参照願います。
29	「本事業は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」及び「川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金 交付要綱」に基づき、本市から事業者へ交付金（補助率2/3）を交付できるものとする。ただし、当該交付金の予算が不足する場合には別途協議とし、必要に応じて契約変更をする場合がある。」とありますが、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱第29条二の記載は「間接交付金事業者は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。」となっております。今回、弊社はEPC事業者と協業して企画書を提出しますが、事業予定者に選ばれた場合は、一般の競争をすることなく御市と随意契約をさせて頂けるでしょうか。	優先交渉権者に特定された後、随意契約を行います。
30	補助金申請は、設備所有者となるリース会社と当社の共同申請とさせて頂けるでしょうか。	川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金 交付要綱等を確認願います。
31	「運転期間は、運転開始日から原則として最長で20年間とする。なお、国の補助事業を活用する場合は、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始日とすること。」とありますが、移設などで一時的な運転停止期間を含めて20年間とすることは可能でしょうか。	一時的な運転停止期間を含めて20年間とすることは原則可能ですが、一時的な運転停止の期間にもよると考えますので、詳細は協議により決定します。
32	「電力使用量は、事業者が設置する計量法に基づく検定を受けた電力量計により計測する。」とありますが、通信不良などで指針が測れなかった場合、検定なしの遠隔監視システムにて代用して計測させて頂くことに承諾いただけますでしょうか。	仕様書に記載の通りです。
33	「太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とする。事業者は、太陽光発電設備により発電した電力を最大限自家消費できるように努める。なお、太陽光発電設備のPCS（パワーコンディショナ）容量は1,000kWを下限とする。」とありますが、太陽光パネル・蓄電池の容量の下限はございますでしょうか。	太陽光パネル容量、蓄電池容量の下限は設定していませんが、太陽光パネル容量、蓄電池容量は提案書に記載いただく必要がございます。
34	「事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を本市に提出するものとする。」とありますが、どの時点で提出が必要でしょうか。	結果がまとまり次第その都度提出してください。提出期限については協議によります。
35	「蓄電池を設置する場合においては、設置後の施設について、消防法等の各種法令に適合するよう十分留意する。」とありますが、蓄電池の設置は必須でしょうか。	必須ではありません。
36	「事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。」とありますが、入江崎水処理センター西系処理施設の用地ですが、事業開始後20年間は使用許可を頂く管理者が変更になる可能性はございますでしょうか。	管理者が変更になる可能性はありません。
37	当施設の管理者が第三者に代わった場合使用許可の取得は貴市で行って頂けますでしょうか。	管理者が変更になる可能性はありません。
38	「施工にあたり、本市が別途発注する改修工事等がある場合には、当該工事に支障が生じないよう所管部局との協議・調整を行う。」とありますが、現時点で改修工事の計画はございますでしょうか。	現時点で西系水処理施設の改修工事の予定はありません。
39	改修工事の計画があるとの事でしたら、計画について、いつ何の改修計画があるかご教示いただけますでしょうか。	現時点で西系水処理施設の改修工事の予定はありません。
40	「事業者は、本市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。」とありますが、電気主任技術者は1施設につき1人が原則となっております。保安責任については貴市の選任された電気主任技術者が行う事に了承頂けますでしょうか。	電気主任技術者は当市の者から選任されますが、質問の保安責任の具体的な内容が不明であるため、優先交渉権者選定後に確認します。
41	「事業者は、本市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。」とありますが、電気保安規定の作成や、監督官庁への届け出については、貴市で選任される電気主任技術者が行う認識でよろしいでしょうか。	電気工作物保安規程の作成や、監督官庁への届出は当市で行いますが、事業者が本事業に関する届出に係る資料等を作成することを想定しています。
42	「事業者は、本市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。」点検にかかる費用負担は、貴市負担が事業者負担がいずれになりますでしょうか。	事業者設備の点検にかかる費用は事業者の負担となります。
43	「施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、事業者の責任において配置する。」とありますが、太陽光発電設備にかかる電気主任技術者を別途用意する必要はございますでしょうか。	現時点では事業者にて電気主任技術者を配置する必要はないと考えていますが、電気主任技術者が必要な場合は、事業者の責任において配置願います。

44	「設備を設置した施設について、本市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に应じること。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、費用負担については協議により決定する。」とありますが、貴市都合の改修工事に伴う移設は、貴市負担に頂ける認識でよろしいでしょうか。	現時点では設備の移設は想定されていませんが、仕様書に記載の通りです。
45	「事業者は本事業により、本市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、本市へ写しを提出すること。」とありますが、地震保険の加入は必須でしょうか。	仕様書に記載の通りです。
46	「事業者は本事業により、本市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、本市へ写しを提出すること。」とありますが、天災等による事故のうち、噴火、津波、戦争・変乱、原子力危険による損害について、リスクを明確にして提案することは可能でしょうか。	提案することは可能です。
47	「事業者は本事業により、本市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、本市へ写しを提出すること。」とありますが、弊社は、地震・津波の動産総合保険対象外のリスクについては当社独自の算定によりリスク準備金を積み立てて対応するのですが、保険に加入するものではないため写しがございません。ご了承頂けますでしょうか。	仕様書に記載の通りです。
48	貴市の責により滅失又は毀損し、修復不能であると事業者が判断した場合、契約期間内であっても本契約は終了し、精算金を頂くことは可能でしょうか。	当市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賠償責任保険等により補填された部分を除き、当市が負担しますが、詳細は協議により決定します。
49	「天候不良による発電量の減少」は事業者負担ですが、施設周辺の建築の状況が変わる等、日射量減少による発電量の減少があった場合、契約単価の見直しについて協議による変更が可能でしょうか。	仕様書に記載の通りです。
50	「天候不良による発電量の減少」は事業者負担ですが、入江崎水処理センター西系施設のLED化や省エネ空調などに改修などに伴う構内負荷の減少による電力購入量が大きく下回った場合は、単価の見直しについての協議による変更が可能でしょうか。	契約単価は、原則、契約期間中において一定額としますが、LED化や省エネ空調などの改修などに伴う構内負荷の減少による電力購入量が大きく下回った場合は、協議が可能です。
51	「本事業は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」及び「川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金 交付要綱」に基づき、本市から事業者へ交付金（補助率2/3）を交付できるものとする。ただし、当該交付金の予算が不足する場合には別途協議とし、必要に応じて契約変更をする場合がある。」とありますが、交付金を受け取る前提の提案をするにあたり、交付金が頂けない、もしくは交付後に返還請求があった場合、当該交付金の予算が不足する場合は、単価の見直しに依りて頂けますでしょうか。	当該交付金の予算が不足する場合には別途協議とし、必要に応じて契約変更をする場合がありますが、交付金の申請に関するもののリスクは事業者が負うものとしております。
52	「本事業における環境教育や住民周知に係る取組として発電量や温室効果ガス排出削減量に関する広報について提案すること（かわさき下水道広報施設ワクワアクアの利用も可とする）。」とありますが、ワクワアクア内に発電量や温室効果ガス排出削減量に関する情報を映し出すモニターを設置することは可能でしょうか。	モニターを設置することは可能ですが、設置に係る工事は事業者でお願いします。また、設置するモニターの内容等についての協議は行います。なお、川崎市側で別途発注する改良工事において、かわさき下水道広報施設ワクワアクアに既に設置しているディスプレイに、本事業の太陽光発電設備の発電量と発電電力量を表示する予定です。
53	「入江崎水処理センターの年間使用電力量は13,756,270kWh（令和4年度6kV系全体の実績値）とすること。」とありますが、現小売事業者との契約電力は何kWでしょうか。	別途提供した電子データをご確認願います。
54	企画提案書は、紙・CD-R両方の提出が必要でしょうか。	CD-R等の電子媒体で提出をお願いします。 電子データのファイル数が多くなる場合は、必要に応じて一つのPDFファイルにまとめる等して、見やすい形に整理してご提出をお願いします。
55	「企画提案書を用いた説明とする。説明にP C等を用いる場合は、提案者のP C等を持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーン等は本市にて用意する。」とありますが、企画提案書の内容に沿ったパワーポイントを作成プレゼンテーションを行う事は可能でしょうか。	企画提案書の内容に沿ったパワーポイントでプレゼンテーションを行う事は可能です。
56	「プロジェクター及びスクリーン等は本紙にて用意する。」とありますが、レーザーポインターは貴市でご用意いただけるのでしょうか。	応募者で準備願います。
57	損害賠償については、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、相当因果関係の範囲内の損害を賠償する責任を負うものとし、相手方に対する損害賠償責任を負う場合であっても、予見可能性の有無にかかわらず特別の事情により相手方に生じた損害、逸失利益、営業補償その他拡大損害の賠償責任は負わないものとさせて頂いてよろしいでしょうか。	仕様書に記載の通りです。

58	本契約後、事業開始までに貴市の責に帰すべき事由によって、本設備所有者と本設備施工者との間の請負契約又は売買契約が解除され、本設備の完成部分に相当する金額を本設備施工者に支払わなければならない場合、これによって生じた費用等についてご負担いただけますでしょうか。	当市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賠償責任保険等により補填された部分を除き、当市が負担しますが、詳細は協議により決定します。
59	本契約後、事業開始までに貴市の責に帰すべき事由によって、本設備に関連して第三者との間の紛争による費用が発生した場合、これによって生じた費用等についてご負担いただけますでしょうか。	当市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賠償責任保険等により補填された部分を除き、当市が負担しますが、詳細は協議により決定します。
60	本契約後、事業開始までに貴市の責に帰すべき事由によって、本設備設置工事の目的物、工事に使用する機器又は現場に搬入した機器、材料に損害が発生した場合、これによって生じた費用等についてご負担いただけますでしょうか。	盗難等で本設備設置工事の目的物、工事に使用する機器又は現場に搬入した機器、材料に損害が発生した場合については、事業者がその費用を負担します。ただし、当市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賠償責任保険等により補填された部分を除き、当市が負担しますが、詳細は協議により決定します。
61	公募要領・仕様書に記載のない事象に対する取り決めは優先交渉権者決定後の協議という認識でよろしいでしょうか。	公募要領・仕様書に記載のない事象に対する取り決めは優先交渉権者決定後の協議において設定します。
62	貴市の責で契約期間中に解約になることがあった場合、中途解約金の設定は可能でしょうか。	当市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賠償責任保険等により補填された部分を除き、当市が負担しますが、詳細は協議により決定します。
63	契約電力（デマンド）をご教示ください。	別途提供した電子データをご確認願います。
64	西系統建屋屋上の防水について、経過年数、保証残期間、将来の更新計画をご教示ください。	西系水処理施設（1系）の屋根防水の経過年数は13年で、西系水処理施設（2系）の屋根防水の経過年数は5年です。保証期間は10年です。また、西系水処理施設上部の屋根防水は、今回の事業期間内での更新計画はありません。
65	特高受電設備にOVGR、RPRは設置されており、また接点増幅等の改造工事は別途工事とさせていただきます。ご了承ください。ご了承ください。	本事業導入に伴う既設受変電設備の改修は、系統連系に必要なOVGR、RPR設置を含め、当市にて当市の負担で実施します。
66	西系統建屋に太陽光発電設備を増設することで、東系統の既設太陽光発電設備の変更工事が発生した場合、その工事は所掌外工事とさせていただきます。ご了承ください。	本事業導入に伴う既設受変電設備の改修は、系統連系に必要なOVGR、RPR設置を含め、当市にて当市の負担で実施します。
67	太陽光発電設備工事に伴い、停電工事が発生します。停電可能な時期をご教示ください。	停電可能な時期や時間等の詳細については優先交渉権者決定後の協議によります。